

茶業物価高騰緊急対策事業に係る運用について

令和8年3月10日
農産園芸課

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日農政水産部農産園芸課)(以下、「交付要綱」という。)における「茶業物価高騰緊急対策事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

物価高騰の影響を受ける茶生産者に対して、長寿命化や省エネルギー化に資する施設の改修を支援することにより、茶生産体制の安定化と茶産地の維持を図る。

2 補助対象経費及び補助上限額等

(1) 茶業経営体質強化支援事業

ア 補助対象取組

製茶機械の改修(以下5項目に限る)

- ① 燃焼設備：火炉及び燃焼箇所の改修
- ② 輸送設備：コンベアの改修
- ③ 駆動装置：駆動部品(モーター)の改修
- ④ 制御装置：制御盤及びインバーターの改修
- ⑤ 粗揉装置：葉打機・粗揉機・中揉機の揉手及び底竹の改修

※補助対象事業費は施工費、輸送費を含む

イ 補助上限額

1施設あたり3,000千円

ウ 補助対象者

農業者、JA

エ 事業実施主体

営農集団、JA等

オ 採択の優先順位は以下のとおりとする。

- ① 3年以内に受託加工の面積を増加する生産者
- ② 現在、受託加工を行っており、受託の面積を維持する生産者(JA共同工場を含む)
- ③ 自園自製で茶園面積を3ha以上所有している生産者
- ④ 自園自製で茶園面積を1ha以上3ha未満所有している生産者

3 事業実施等の手続き等

(1) 事業実施計画の作成及び提出

事業を実施しようとする事業実施主体は、市町村と連携し、交付要綱別記様式第1号により事業計画書を作成の上、所管する西臼杵支庁又は農林振興局(以下「支庁・振興局」という。)の長に提出するものとする。ただし、複数の地域をまたぐ事業実

施主体の場合は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

(2) 事業実施計画の審査等

支庁・振興局の長は、事業計画書の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、県農産園芸課と協議の上、予算配分を受けるものとする。

なお、事業実施主体への補助金の交付に当たっては、交付要綱に定めるところにより実施する。

(3) 事業実績の作成及び提出

事業実施主体は、令和9年2月末までに事業を完了し、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績書を作成の上、所管する支庁・振興局の長に提出するものとする。